

事務連絡
令和3年1月19日
(令和3年2月4日一部改正)

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの
入国者に対する健康観察について
(新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センターの設置)

現在、新型コロナウイルス変異株（以下「変異株」という。）の流行国・地域（※）からの入国者に対しては、変異株の国内への流入及び感染拡大を防止するため、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和3年2月4日一部改正））に基づき、特に変異株の流行国・地域からの入国者の健康フォローアップ等を行っているところです。

今般、変異株の流行国・地域からの入国者に対する入国後の健康観察等を更に強化するため、また、現在の保健所における業務軽減のため、国において「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」（以下「特定流行国センター」という。）を新たに設置し、1月20日から運用を開始することとしました（当面、年度末までの予定）。下記に示すとおり、検疫所より各管轄保健所に、入国者の名簿は送付させていただくとともに、変異株流行国からの入国者の健康観察は特定流行国センターで行い、有症状者等を認めた場合等において、特定流行国センターから管轄保健所に通知することとします。変異株流行国・地域滞在歴のある入国者については、検疫所から送付する健康フォローアップの対象者名簿上、「黄色」に色分けした状態で送付いたします。また、帰国者フォローアップシステム画面上では、「備考」欄に、「センター対応」と表示されます。

なお、変異株流行国・地域に滞在歴のない入国者については、これまでどおり健康観察をお願いいたします。

記

(1) 特定流行国センターの業務内容について

特定流行国センターは、変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者（以下「健康観察対象者」という。）に対して、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での待機期間（原則入国後から3日目まで。入国日と入国後3日目に新型コロナウイルス感染症に係る検査を行い、検査結果が陰性であれば、検疫所宿泊施設を退所する。）終了後から入国後14日目までの自宅等での待機期間中における健康観察を実施する。健康観察対象者に対し、LINE、メール又は電話にて1日1回以上健康状態等の確認を行う（別紙）。

＜特定流行国センターの健康観察対象者への確認事項＞

発熱（37.5度以上）の有無、せき、のどの痛み、鼻水・鼻づまり、その他の風邪様症状、倦怠感、息苦しさ及び嗅覚・味覚の異常の有無並びに自宅等で待機していること等の確認を行う。

（2）特定流行国センターから保健所への通知方法

症状を有する等の者を確認した場合等において、対象者の居住地の管轄保健所にメール等で通知を行う。連絡を受けた保健所は、上記事務連絡に基づき、別紙のとおり、入院や検体の提出等の対応を行う。

（3）特定流行国センターの業務期間

特定流行国センターは、令和3年1月20日から業務を開始する（同日0時（日本時間）以降に入国した者からが健康観察対象者となる）。また、英国、南アフリカ共和国に加え、同年2月2日に新たに追加されたアイルランド、イスラエル及びブラジル（アマゾナス州）から入国した者については、同月5日午前0時（日本時間）以降に入国した者から健康観察の対象者となる。なお、特定流行国センターの業務期間は、現時点では同年3月31日までである。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班 守川・近藤・十川・松川・矢吹 TEL 03-5253-1111（内線 2391/2392/2332/2335/2336） 03-3595-2190（夜間直通）
--